

委 託 業 務 仕 様 書

令和8年7月

森 町

委 託 業 務 仕 様 書

1 業務名称

森町砂原公民館耐震診断業務委託

2 委託業務内容

1) 一般業務

①耐震診断業務

2) 追加業務

①耐震補強計画(2案)

②概算工事費算出(2案)

③非構造部材・設備機器等の耐震診断

3) 特別業務

①現地調査費 ※必用に応じ適宜変更対応する

②公的機関(耐震診断判定)への確認業務

3 業務期間

契約締結日の翌日から 365 日間

※公的機関の確認、補強計画案及び概算工事費を提出する期限については別途協議とする。

4 業務目的

1) 本業務は、新耐震基準以前に施工された建物の耐震性能を(財)日本建築防災協会の定める耐震診断基準に準拠して、調査・測定および判定の上総合評価を行い、構造体に補強が必要か否かを判定し、結果に基づき補強計画の立案を行う。

2) 建築非構造部材・建築設備について耐震評価を行い、適宜補強計画の立案を行う。

3) 公的機関の確認(判定委員会)の内容確認を行う。

5 業務条件等

1) 建物概要

建 物 名 称： 森町砂原公民館

所 在 地： 茅部郡森町字砂原 1 丁目 31-3

施 設 用 途： 公民館・福祉会館：類型 第 12 号 第 2 類

設計図書の有無： 意匠図・構造図：有
構造計算書・ホーリングデータ：有

施設概要・面積等： つぎによる

	建設年度	施設用途	床面積(m2)	構 造	備 考
公民館棟	S56 年度	公民館	1,197.70	RC	
ロビー棟	S56 年度	公民館	332.53	SRC 一部 S	
福祉会館棟	S56 年度	福祉会館	960.00	SRC	
合計			2,490.23		

2) 官庁施設の総合耐震基準による分類

構 造 体：Ⅱ 類
建築非構造部材：B 類
建 築 設 備：乙 類

3) 適用基準・診断方法等

- ①「2017 年改訂版既存鉄筋コンクリート造建物の耐震診断基準」(財)日本建築防災協会発行
「第 2 次診断」を原則とするが、対象建物の崩壊形式等により、「第 3 次診断」を実施する必要がある場合は、「第 2 次診断」と併せて実施すること。
- ②「2025 年改訂版耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(財)日本建築防災協会発行)

4) 委託業務の内容

- ① 診断項目
 - ・ 構造体の耐震診断
 - ② 診断回数
 - ・ 2 次診断
 - ③ 現地調査
 - ア 建物履歴調査
 - ・ 建物の現状、被災等履歴
 - ・ 用途変更、重量物の増減等
 - イ 構造寸法、部材断面調査
 - ・ 構造部材寸法、断面寸法(ボルト径含)測定
 - ・ 鉄骨溶接部目視、超音波検査
 - ・ 柱の HOOP フック形状の確認
 - ・ 鉄骨柱脚(ベースプレート、アンカーボルト)の確認
 - ウ 現況床荷重の調査
 - エ 目視調査
 - ・ 構造きれつ、変形の発生と範囲(目視可能な範囲)
 - ・ 変質、老朽化の程度と範囲(目視可能な範囲)
 - ・ 不同沈下測定
 - ・ 発錆の状況
 - オ 材質調査
 - ・ コンクリートコアの中性化試験 (各棟、各階：3カ所)
 - ・ コンクリートコアの圧縮強度試験 (各棟、各階：3カ所)(JIS A 1107、1108 により、試験は試験機関に委託して行なうこと。)
- ※ 測定試験位置については、担当職員と打合せのこと。

5) 補強基準

既存の耐震性能(I_s) $I_s < 0.675$ 又は $q < 1.0$ ($C_{tu} \cdot S_d < 0.30$)

補強後の耐震性能(I_{so}) $I_s > 0.675$ かつ $q > 1.0$ ($C_{tu} \cdot S_d > 0.30$)

※2017 年改訂版既存鉄筋コンクリート造建物の耐震診断基準」(財)日本建築防災協会発行)より

6) 補強案の作成及び概算工事費の算出

- ① 耐震性能の調査の結果、構造耐震指針(Is)が構造耐震指標(Iso)を下回る場合は、補強目標値以上となる補強案(2案)を作成しかつ、これに伴う概算工事費を各算出する。尚、Is値:0.3未満の場合または、躯体コンクリートの強度が著しく低く補強が困難な場合には、業務担当員と協議の上、必要に応じて補強案の作成等に替えて、解体等の概算工事費等の算出を行う。
- ② 補強が必要な場合の補強プランは、耐震壁補強工法又は外付鉄骨ブレース工法を基本とするが、必要に応じて適宜業務担当員と協議の上進めること。
- ③ 公的機関の確認を受け、補強計画案及び概算工事費を各2案を提出する。尚、正式なものは業務完了時に提出すること。

7) 補強目標値を上回る場合

耐震性能の調査の結果、構造耐震指針(Is)が構造耐震指標(Iso)を上回る場合は、業務担当員と協議の上、必要に応じて耐震補強案の作成に替えて、屋上防水や外壁等の劣化度に応じた改修計画の作成とこれに伴う概算工事費の算出を行う。

8) 管理技術者および主任技術者等について

- ① 管理技術者
建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
- ② 建築総合主任技術者
建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
※①と兼務不可とする
- ③ 建築構造主任技術者
構造設計一級建築士
- ④ 電気設備・機械設備主任技術者
配置を条件とはしないが、業務上必要を要する場合は適宜配置すること

※ 専門設計士の関与等(上記③、④等)

専門設計士等の関与が必要な場合は関与を求め、関係規定等に適合することを確認した旨の記載、表示、記名、押印等を求める。尚、専門設計士は下請けを可とする。

6 耐震診断報告図書の作成

耐震診断報告図書は、下記をA4(A3)版で作成し、1冊にまとめること。報告書の内容、提出内訳は以下の通りとする(書式は任意とする)。

- 1) 建物概要書: 建物診断概要書、現地調査計画書、現地調査結果報告書、各種試験結果報告書
- 2) 耐震診断結果: 耐震診断結果表、耐震診断結果概要、総合所見、耐震診断判定書(公的機関)、
建築非構造部材・建築設備の耐震評価
- 3) 耐震補強計画: **2案以上提示**
 - ・図面(平面・立面計画)
 - ・補強概要及び、補強方法
 - ・耐震補強に係る概算工事費及び、内訳書※建築非構造部材、建築設備の耐震改修を含む
- 4) 図面
 - ① 意匠図: 付近見取図、配置図、仕上表、各階平面図、立面図、断面図、矩計図
 - ② 構造図: 基礎伏図、各階床伏図、軸組図等、補強計画図(補強が必要な場合)

- 5) 写 真：建物全景（各外壁面(4面)）、各種試験状況
- 6) 計 算 書：現況結果の計算書、補強後計算書
- 7) そ の 他
 - ① 耐震診断の根拠となるその他の資料等、
 - ② 報告書等の文章、計算書、写真、CAD等の電子データは、別途CD-ROM等で提出すること。

7 成果品提出

- 1) 成 果 品 目 録 1 式
- 2) 委託業務成果品 1 式
- 3) 提 出 部 数 3 部（※打ち合わせ指示による）

8 その他

- 1) 本委託業務に係る判定委員会手数料、各種試験費、旅費等は、全て委託契約の中に含む。
- 2) 業務期間については、できる限り短縮するように努める事。